

別表 1

公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表

本評価基準表は、国道114号外道路改築事業CM業務委託（道整・再復）公募型プロポーザル方式において技術提案書を特定するための評価基準である。

本評価基準表において、次の事項を共通事項とする。

- ① 評価基準日は令和3年2月17日（技術提案書の提出期限の日）とする。企業及び配置技術者の実績については、評価基準日までの履行実績とする。
- ② 実績とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事に関する業務（以下、「公共工事に関する業務」という。）の履行実績をいう。
- ③ 同種業務とはCM（コンストラクション・マネジメント）業務、PM（プロジェクト・マネジメント）業務、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）業務、類似業務とは発注者支援業務をいう。
- ④ 管内とは県北建設事務所の管轄する市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）をいう。

1. 企業の実績

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
企業の実績 10点	①業務遂行技術力	・過去5年間に同種業務実績が1件以上ある場合	5点	
		・過去5年間に類似業務実績が1件以上ある場合	3点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	／5点	
	[評価基準]		<ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたっては、同種業務実績を優先する。 ・設計共同体的場合は、代表者の実績を評価する。 	
	②当該地域における業務実績	・過去5年間に管内における業務実績がある場合	5点	
		・過去5年間に県内における業務実績がある場合	3点	
		・上記に該当しない場合	0点	
		得点	／5点	
	[評価基準]		<ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたっては、管内における実績を優先する。 ・複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。 ・設計共同体的場合は、代表者の実績を評価する。 	
合計		／10点		

2. 配置技術者の技術力

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
a. 管理技術者の技術力 23点	① 技術者資格	・ 技術士資格（総合技術監理部門－建設）を有する場合	5点	
		・ 技術士資格（建設部門－道路又はトンネル科目）を有する場合	3点	
		得点	／5点	
	②技術研鑽への取組み	・ CPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合	5点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	／5点	
	③実務実績	・ 過去5年間に同種業務実績がある場合	5点	
		・ 過去5年間に類似業務実績がある場合	3点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	／5点	
		[評価基準] ・ 評価にあたっては、同種業務実績を優先とする。		
	④業務成績	・ 過去5年間に配置技術者として携わった福島県発注の業務において、技術者評定（技術者に対する評定点）が75点以上であったことがある場合。	3点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	／3点	
	⑤地域精通度	・ 過去5年間に管内における同種もしくは類似業務実績がある場合	5点	
		・ 過去5年間に県内における同種もしくは類似業務実績がある場合	3点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	／5点	
		[評価基準] ・ 評価にあたっては、管内における実績を優先する。 ・ 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。		
	a 小計			／23点

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
b. 担当技術者の技術力 (工事監理業務) 14点	① 技術者資格	・ 技術士資格（総合技術管理部門ー建設又は、建設部門 道路又はトンネル科目）を有する場合	3点
		・ RCCM 資格（道路又はトンネル部門）を有する場合、若しくは技術士資格（建設部門 道路又はトンネル科目以外の科目）を有する場合	1点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／3点
	②技術研鑽への取組み	・ CPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／3点
	③実務実績	・ 過去5年間に同種業務実績がある場合	3点
		・ 過去5年間に類似業務実績がある場合	1点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／3点
		[評価基準] ・ 評価にあたっては、同種業務実績を優先とする。	
	④業務成績	・ 過去5年間に配置技術者として携わった福島県発注の業務において、技術者評定（技術者に対する評定点）が75点以上であったことがある場合。	2点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／2点
	⑤地域精通度	・ 過去5年間に管内における同種若しくは類似業務実績がある場合	3点
		・ 過去5年間に県内における同種若しくは類似業務実績がある場合	1点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／3点
		[評価基準] ・ 評価にあたっては、管内における実績を優先する。 ・ 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。	
b 小計			／14点

3. 業務実施方針

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
業務実施方針 20点	①業務内容の理解度	・ 目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されていると認められる場合	10点
		・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	6点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/10点
	②実施手順	・ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合	5点
		・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
	③工程の妥当性	・ 各工程で想定される業務量が工程に反映され、実施手順と工程計画に整合が確認できる場合	5点
		・ 実施手順との整合が認められる場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
			合計

4. 特定テーマに対する技術提案

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点		
特定テーマ に対する技術提案 40点	1 的確性 1) 与条件の理解度	・地形、環境、地域特性等与条件の理解度が高く、課題の解決方法についても十分に確認できる場合	10点		
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	5点		
		・上記に該当しない場合	0点		
		得点	/10点		
		2) 技術提案	・技術提案において、業務に必要な着眼点、問題点、解決方法等が確認でき、特定テーマに相応しい内容である場合	15点	
			・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合	8点	
			・上記に該当しない場合	0点	
			得点	/15点	
			3) 業務の重要度の反映状況	・業務の重要度を考慮した提案になっている場合	3点
				・上記に該当しない場合	0点
		得点		/3点	
		4) 業務の難易度の反映状況	・業務の難易度に相応しい提案になっている場合	3点	
	・上記に該当しない場合		0点		
	得点		/3点		
	合計		/40点		
	2 実現性 1) 説得力	・提案内容の説得力が十分であると認められる場合	3点		
		・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	1点		
		・上記に該当しない場合	0点		
		得点	/3点		
		2) 裏付けとなる業務実績の有無	・企業若しくは配置技術者の業務実績から、提案内容を裏付ける実績が確認できる場合	3点	
・上記に該当しない場合			0点		
得点			/3点		
3 独創性		・工学的知見等に基づく前例のない技術提案、複数の既存技術を統合化する等独創的な提案がある場合	3点		
		・上記の評価対象に比べてやや独創性に欠ける場合	1点		
		・上記に該当しない場合	0点		
	得点	/3点			
		合計	/40点		

5. ヒアリング

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
ヒアリング 40点	①専門技術力	・説明内容が技術提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合	30点
		・技術提案書の内容は十分であるが、上記の評価対象と比較して説明が不十分な場合	15点
		・上記に該当しない場合	0点
		得点	/30点
	②取組み姿勢	・取組み意欲が強く感じられる場合	5点
		・取組み意欲が感じられる場合	3点
		・上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
	③コミュニケーション力	・質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合	5点
		・質問に対する応答は明快である場合	3点
		・上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
			合計

6. 参考見積

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
参考見積	業務コストの妥当性	・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には無効とする。	—